沖縄県立陽明高等学校
沖縄県立陽明高等支援学校

部活動に係る活動方針

陽明高校部活動スローガン

～「行こう！やろう！帰ろう！部活生」“一意奮闘”～

３つの柱

〇適切な部活動のあり方の推進

〇暴力・暴言・ハラスメントの根絶

〇教職員の負担軽減

令和５年４月　日　改正

目　次

１　望ましい部活動のあり方 1
（１）部活動の位置づけと意義 1
（２）望ましい部活動のあり方 1
２　適切な指導・運営及び管理のための体制構築 2
（１）部活動の方針の策定等 2
（２）指導・運営及び管理体制の整備 2
（３）部活動顧問会の設置 2
３　適切な指導の実施 2
（１）指導の留意点 2
ア　生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底 2
イ　効率的・効果的な指導 3
（２）部活動指導手引きの活用 3
４　適切な休養日等の設定 3
（１）休養日等の基準 3
５　学校単位で参加する大会等について 4
６　その他、部活動に関する重要事項 4
（１）年間計画（職員研修，生徒・保護者への周知等）による実施 5
（２）PDCA サイクルによる取組の検証・評価と部活動に係る活動方針の見直し 6

陽明高等学校・陽明高等支援学校
「部活動に係る活動方針」

1 望ましい部活動のあり方

（１）部活動の位置づけと意義

部活動は、学習指導要領において、「学校運営上の留意事項」として以下のように、位置づけられている。

> 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

ア 部活動には技や力の優劣を競う競技としての一面も濃くあり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、心身ともに成長するという意義がある。

イ また、部活動には、そのスポーツや文化、科学等そのものの楽しさや喜びを味わい、 生涯にわたって豊かなスポーツライフ・文化活動を継続するという意義もある。

ウ 部活動においては、仲間や指導者との出会いを通して、その後の進路、生き方に良い影響を与えている面も大きい。

エ 以上のように、部活動は、子どもたちがスポーツや文化、科学等に親しむことを通じ、互いに協力し合って友情を深めるという良好な人間関係の形成、自己肯定感や学習意欲の向上、責任感や連帯感、自主性や自律性の涵養等に資するものである。また、部活動は、学校内における授業とは異なり、それぞれの子どもがそれぞれの嗜好に合わせて自らの意思で自主的に参加する特定の活動であり、子どもの個性を伸ばす場となる。さらに、部活動は、子どもたちに楽しさや喜び、やりがいのみならず、失敗や挫折等を通して、それらを乗り越えることの重要性を感受する情緒的体験を含むものであり、子どもたちの精神的な成長に資するものである。

（２）望ましい部活動のあり方

本方針を、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に以下の点を重視して活動方針を定める。

① 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

② 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

2　適切な指導・運営及び管理のための体制構築

（１）部活動の方針の策定等

ア　指導者は、以下を作成し校長に提出する。

① 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）

② 毎月の活動計画

③ 活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

イ　校長は、本方針及び各部の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。

（２）指導・運営及び管理体制の整備

① 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の部活動を設置する。

② 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

（３）部活動顧問会の設置

● 生徒の部活動環境充実の観点から、部活動顧問会にて年度初めに部活動方針の確認し、部活動指導の点検を行う。

3　適切な指導の実施

（１）指導の留意点

ア　生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底

① 部活動顧問等は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、指導者と生徒の信頼関係を前提とした指導を行うようにする。

② 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に夏季の活動においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意報が発せられた当該地域･時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。大会等への参加についても同様とする。

③ 学校教育の一環として行われる部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と，体罰等の許されない指導とをしっかり区別して行うようにする。その際、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成２５年５月文部科学省）にある（体罰等の許されない指導と考えられるものの例）等を踏まえた指導となるよう留意する。

イ　効率的・効果的な指導

① 指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒のスポーツ・芸術文化等の能力向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう配慮する。

② 生徒と双方向的なコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目・分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

③ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、成長期における発達の個人差や性差、特に女子部員への科学的視点を踏まえた正しい知識を得た上で指導を行う。

（２）部活動指導手引きの活用

指導者は、中央競技団体及び各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

4　適切な休養日等の設定

（１）休養日等の基準

部活動における休養日及び活動時間については、生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

①年間を通して、週当たり平均2日以上の休養日を設ける。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、翌日は休養日とする。

②1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（ 学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

③長期休業中等に生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間(ｵﾌｼｰｽﾞﾝ)を設ける。

④学校閉庁日に、原則として全ての教育活動は行わない。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、定期試験前の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 学校単位で参加する大会等について

① 大会参加及び派遣については、内規に則って行う。
② 主催者が高体連及び高文連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、参加許可申請書を校長まで３週間前までに提出する。

6 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて

（１） 体制の構築

ア 学校における相談体制の周知

学校は、部員やその保護者等からの部活動における暴力・暴言・ハラスメントの校内相談体制（窓口等）について、指導者、部員、保護者等へ周知すること。

イ 部活動顧問会の設置

部活動に係る部活動顧問会を設置し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、年度初めや各学期中に学校の部活動方針を確認し、部活動指導の点検（チェックシートの活用等）に取り組む。

ウ 保護者会の設置の検討設置の意義

保護者会は、生徒の自治及び主体性の育成とチーム目標の達成に向けた部活動運営のサポート的存在となることが期待される。また、保護者会が民主的かつ健康的に運営されることで、部活動に暴力・暴言・ハラスメントが持ち込まれる抑止力になることが期待できる。そのためには、生徒を第一に考え、指導者と保護者が手を携え、生徒一人ひとりの豊かな成長のために何ができるかを学び合うことが望まれる。なお、保護者会の設置に当たっては、保護者の意向を十分に踏まえることや、学校が設置や運営に適切に関与し、協力体制の構築に当たり助言等をする必要がある。

○ 指導者が、保護者の理解と協力を得るための取組（例）

・部活動通信を月１回又は大会前後に発信
・部活動参観日の設定と保護者会開催
・保護者会での保護者会費（必要経費）の事前説明と収支報告

○ PTA 団体による取組（例）

・PTA 団体による研修会（人権、部活動の在り方等）の開催
・PTA 団体から各学校 PTA に対し、研修会開催（人権、部活動の在り方等）の検討を促す。
・各学校 PTA において、「部活動見守り隊（仮称）」を設置し、定期的に部活動を参観し、活動を見守る。必要に応じて、管理職と連携し部活動の在り方等の改善に協力する。

（２） 学校における具体的な取組

ア 報告書の提出

○ 学校は、令和３年４月以降の部活動における暴力・暴言・ハラスメントと疑われる事案については、【資料４】を活用するなどし、実態把握に努めること。

また、県教育委員会（保健体育課・文化財課）に、速やかに一報を入れ、報告書を提出し、連携を図り、問題解決に努めること。

○ 県教育委員会（保健体育課・文化財課）は、上記報告を受け、ただちに学校や 12 保護者等と連携し、問題の解決に取り組む。

○ 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者等は、生徒の安全を確保し、速やかに管理職（校長等）に報告・相談すること。

イ チェックシートの活用（【資料５】参照）

○ 校長は、年度初めや各学期中に、服務研修等を実施し、「管理職用、指導者用チェックシート」を活用し、所属する教職員をはじめ、指導者に対し、コンプライアンス遵守の徹底及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶に関する意識を高めたり、暴力・暴言等を生まない部活動環境になっているか部活動指導の振り返りと点検・改善に取り組むこと。

○ 指導者においても、定期的に自分自身の暴力・暴言・ハラスメントに関する認識を再確認したり、児童生徒への指導の在り方を見直したりすること。 （【資料２】【資料３】【資料５】参照） ウ 異動時の指導者情報の適切な引き継ぎ

○ 管理職は、異動時において、部活動等における指導者の暴力・暴言・ハラスメントに関する情報を、適切に引き継ぐこと。

（３）研修の充実指導者は、少なくとも「年 1 回」は、各種研修会を受講することとし、県教育委員 34 会は調査にて把握する。

ア 学校が実施すること

○ 校内研修の充実

・４月発足職員会議（服務研修等)、長期休業中の職員会議等において、国のガイドラインや「本改定版」

・「本取組」、学校方針を確認し、また、チェックシートを活用するなどして、部活動指導の改善に取り組む。

・指導者を対象に、オンデマンド等を活用し、人権教育を含め部活動関連の研修を実施する。

・部員やその保護者にもオンデマンド等を活用し、活動の意義や価値等に関する研修を実施する。

・原則として専門外１（体育科以外で競技経験無し）の教職員は校内研修の受講で可とする。

○ 校外研修への参加の促進

・学校は、専門の指導者に対し下記イ・ウへの積極的な参加を促す。

・専門の指導者は、校内研修以外に、年１回は県教育委員会や競技団体等の開催 するいずれかの研修を受講しなければならない。

7 その他、部活動に関する重要事項

（１）年間計画（職員研修，生徒・保護者への周知等）による実施

	取組内容 ／ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
委員会	・HR・部活動研究委員会の開催 ・職員研修・活動方針の確認等 ・アンケートの計画・実施・対処 ・活動方針の見直し	○ ○				○	○ ○					 ○	○ ○ ○
生徒周知	・年度初めの取組周知 ・アンケート実施 ・アンケート結果に基づく対処 ・学校評価アンケート	○ ○	 ○				○	○			 ○		
周知 保護者	・活動方針の周知・連携依頼 ・三者面談等 ・部活生保護者アンケート	○	 ○	○					○		 ○		
関係機関 地域・	・学校評議員会 ・学校評価アンケート ・地域・関係機関等への協力依頼	 ○	 ○	 ○	○ ○	 ○	 ○	 ○	 ○	○ ○	 ○	 ○ ○	○ ○

（２）PDCA サイクルによる取組の検証・評価と部活動に係る活動方針の見直し

①アンケート（年１回：生徒・保護者・職員等）を基にした検証・評価
部活動にかかる活動方針において，各計画に係る取組状況を確認し，学校評価において目標の達成状況を評価する。

②部活動に係る活動方針の見直し（取組内容・方法等の見直し含む）
評価結果を踏まえ，部活動に係る各取組の改善を図る。部活動に係る活動方針の見直しをするに当たっては，方針を検討する段階から保護者，地域住民，関係機関等の参画を得た活動方針になるように努める。

- 部顧問は、４月 30 日までに年間の活動計画を作成して提出する。